

府子本第193号  
平成28年4月1日

各都道府県・政令指定都市・中核市  
認定こども園担当部局長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
（公 印 省 略）

「第3次食育推進基本計画」に基づく  
幼保連携型認定こども園における食育の推進について

食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づく標記計画の決定に伴い、先般、「第3次食育推進基本計画について」（平成28年3月28日府政共生第398号-3内閣府政策統括官（共生社会政策担当）通知）が発出されたところであり、下記の事項に特段のご配慮をお願いするとともに、幼保連携型認定こども園における食育の更なる推進に努めていただきたい。また、都道府県におかれては、管内市町村（政令指定都市及び中核市除く。）に対する周知及び適切な支援をお願いする。なお、幼保連携型以外の認定こども園においても、幼保連携型認定こども園と同様に食育の推進に努めていただきたい。

記

- 1 幼保連携型認定こども園における「食育の計画」の見直し等について  
幼保連携型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育・保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めることとしている。第3次食育推進基本計画の決定を踏まえ、幼保連携型認定こども園において、園長のリーダーシップの下、保育教諭、栄養教諭、調理員等が連携し、各地域や施設の特性に応じた食育の計画の見直しや、その計画に基づく食育が推進されるよう、各自治体においても支援をお願いする。

## 2 幼保連携型認定こども園における食育の取組の推進について

### (1) 多様な暮らしに対応した食育の推進について

子どもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであり、食育を教育・保育の一環と位置づけ、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない取組を推進することが重要である。そのため、就学前の子どもの発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」などを踏まえ、家庭や地域とも連携の下、楽しく食に関する体験ができるような取組の推進をお願いする。

また、幼保連携型認定こども園の人的・物的資源を活かし、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関等と連携しつつ、幼保連携型認定こども園を拠点とした積極的な取組の推進をお願いする。

その際、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮いただきたい。

### (2) 食の循環や環境を意識した食育の推進について

食に対する感謝の念や理解を深めていくため、生産から消費までの一連の食の循環について、体験を通じて意識できるよう工夫するとともに、食事の提供に当たっては、「いただきます」、「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減等に取り組むなど、環境にも配慮した取組の推進をお願いする。

### (3) 食文化の継承に向けた食育の推進について

我が国の豊かで多様な食文化が保護・継承されるよう、季節や地域の行事等にちなんだ食事の提供を行うことなどを通じて、郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な食文化に関する関心と理解が深まるような体験や保護者への情報提供も含めた取組の推進をお願いする。

## 3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要であることから、幼保連携型認定こども園においても、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多

様に連携・協働した取組の推進をお願いする。

#### 4 その他留意事項

就学前の子供が、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、健康的な生活を基本として望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくためには、保護者や家庭の協力が不可欠である。そのため、保育所にあつては、保護者への日常的な連絡や、園の行事・保護者会など機会を捉えて、積極的に保護者に対して働きかけを行うようお願いする。

また、保育を通じて食育を行うためには、管理栄養士等専門職のみならず、全ての保育教諭等が食育について理解することはもちろん、自らの食生活についても、健康なものとなるよう十分認識し、取り組む必要がある。このため、職員研修の際には、職員自身の食育についても取り組むようお願いする。

本件連絡先 内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当） TEL： 03-5253-2111（代表）内線 38445 FAX： 03-3581-0992 MAIL： kodomokosodate1@cao.go.jp
--